



熊本県公報

第13059号
令和3年(2021年)
9月7日(火)
(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 漁船保険義務加入同意の承認（宮野河内加入区）……………（団体支援課） 1
- 種畜証明書の書換交付に伴う通報……………（畜産課） 1
- 道路の供用開始……………（道路保全課） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（障がい者支援課） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（ 〃 ） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（ 〃 ） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定……………（ 〃 ） 3
- 保安林の指定に関する予定……………（森林保全課） 4
- 生活保護法等に基づく指定施設機関の事業の廃止……………（社会福祉課） 4
- 生活保護法等に基づく指定施設機関の事業の再開……………（ 〃 ） 5
- 生活保護法等に基づく指定施設機関の事業の変更……………（ 〃 ） 5
- 生活保護法等に基づく指定施設機関の事業の指定……………（ 〃 ） 6
- 道路の位置の指定……………（建築課） 8
- 道路の位置の指定……………（ 〃 ） 8
- 公共測量の終了……………（監理課） 8
- 令和3年度（2021年度）第2回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催……………（公共事業再評価監視委員会） 9
- 熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令……………（教育政策課） 9

告 示

熊本県告示第761号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、宮野河内加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。
令和3年（2021年）9月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第762号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換交付した旨の通報を受けたので、同条第2項の規定により公示する。
令和3年（2021年）9月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
31903080030	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市旭志弁利3447 全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場
32003070011	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市旭志弁利3447 全農畜産サービス株式会社	岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス株式会社

		社西日本原種豚場	社東日本原種豚場
32003070016	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市旭志弁利3447 全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場
32003070039	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市旭志弁利3447 全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場
32003070057	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市旭志弁利3447 全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場
32003060010	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市旭志弁利3447 全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場
32003060015	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市旭志弁利3447 全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場
32003060023	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市旭志弁利3447 全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場
32003060033	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市旭志弁利3447 全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場
32103060041	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市旭志弁利3447 全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場
32103060042	種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更	熊本県菊池市旭志弁利3447 全農畜産サービス株式会社西日本原種豚場	岩手郡雫石町上野上和野121-3 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場

熊本県告示第763号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和3年（2021年）9月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年（2021年）9月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草市港町 21番9地先から	26.3	活力創出 基盤交付 金
		同所 21番8地先まで		
一般県道	本渡港線	天草市港町	12.0	

		20番6地先から		
		同所		
		20番14地先まで		
2	供用を開始する期日	令和3年(2021年)9月7日		

熊本県告示第764号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和3年（2021年）9月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
天草市社協ヘルパーセンター河浦 天草市河浦町白木河内2 23番地12	社会福祉法人天草市社会福祉協議会 天草市五和町御領294 3番地 馬場 昭治	同行援護	令和3年（2021年）9月1日

熊本県告示第765号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和3年（2021年）9月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援 くすの木 山鹿市南島1436番地 1	株式会社 K・N・Kコーポレーション 山鹿市南島1436番地 1 竹下 典子	就労継続支援B型	令和3年（2021年）9月1日

熊本県告示第766号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和3年（2021年）9月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
就労支援B型作業所 アース・フル 山鹿市山鹿438番地3	有限会社 ワイエスプラン 山鹿市長坂43番地1 廣石 貞治	就労継続支援B型	令和3年（2021年）9月1日

熊本県告示第767号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。
令和3年（2021年）9月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
熊本サテライト山都町事業所 職業生活相談センター さくら 上益城郡山都町滝上223	株式会社ソーシャルファーム九州 福岡県春日市松ヶ丘三丁目38 本山 晴美	就労継続支援A型	令和3年(2021年)9月1日

熊本県告示第768号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
令和3年(2021年)9月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字奥野字ミヤトコ1653番1、
字岩草野1655番3、字鍵木坂1656番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字鍵木坂1656番1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第769号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定施術機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。
令和3年(2021年)9月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
日車 明彦	訪問マッサージOFA療養サポートセンター 人吉球磨支店	球磨郡錦町大字一武1535-1	令和3年(2021年)5月31日

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
杉本 理	堺はりきゅう治療院 荒尾院	荒尾市原万田字八反田630-1	令和3年(2021年)3月29日
村上 優衣	ひかり整骨院	上益城郡甲佐町大字府領1034-4	令和3年(2021年)6月1日

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
杉本 理	堺整骨院 荒尾院	荒尾市原万田字八反田630-1	令和3年(2021年)3月29日
中山 一輝	てらもと整骨院	玉名市岱明町野口1153-3	令和3年(2021年)6月1日

市丸 崇志	ひかり整骨院	上益城郡甲佐町大字 府領1034-4	令和3年(2021年)6月1日
上田 健太郎	なな整骨院	玉名市築地1806 クレールIIA205	令和3年(2021年)7月1日

熊本県告示第770号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の再開の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年（2021年）9月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（柔道整復師）

施術者の名称	施術機関の名称	施術機関の所在地	再開年月日
西 聖未	いずみだ整骨院	人吉市南泉田町18-1 いずみだ23ビル102	令和3年(2021年)3月1日

熊本県告示第771号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定施術機関から事業の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年（2021年）9月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（あん摩マッサージ指圧師）

施術者の氏名	変更事項（施術所の名称）		施術所の所在地	変更年月日
	旧	新		
松田 明	訪問医療マッサージKEIRO W八代ステーション	訪問医療マッサージKEIRO W新八代ステーション	八代市萩原町2丁目6-45	令和3年(2021年)5月1日

（はり・きゅう師）

施術者の氏名	変更事項（施術所の名称）		施術所の所在地	変更年月日
	旧	新		
松田 明	訪問医療マッサージKEIRO W八代ステーション	訪問医療マッサージKEIRO W新八代ステーション	八代市萩原町2丁目6-45	令和3年(2021年)5月1日

施術者の氏名	変更事項（施術所名称・所在地）		変更年月日
	旧	新	
小嶋 敦士	こじま整骨院 八代市本野町1970-1	こじま鍼灸整骨院 八代市田中町491-1	令和2年(2020年)11月1日

（柔道整復師）

施術者の氏名	変更事項（施術所名称・所在地）		変更年月日
	旧	新	
小嶋 敦士	こじま整骨院 八代市本野町1970-1	こじま鍼灸整骨院 八代市田中町491-1	令和2年(2020年)11月1日

	0-1	-1	
吉住 優二	きくよう整骨院 菊池郡菊陽町津久礼 2349-1	NAOSEL菊陽整骨院 菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和3年(2021年)3月12日
荒木 大志	きくよう整骨院 菊池郡菊陽町津久礼 2349-1	NAOSEL菊陽整骨院 菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和3年(2021年)3月12日
牧野 克典	きくよう整骨院 菊池郡菊陽町津久礼 2349-1	NAOSEL菊陽整骨院 菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和3年(2021年)3月12日
西 拓海	きくよう整骨院 菊池郡菊陽町津久礼 2349-1	NAOSEL菊陽整骨院 菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和3年(2021年)3月12日
月足 真輔	きくよう整骨院 菊池郡菊陽町津久礼 2349-1	NAOSEL菊陽整骨院 菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和3年(2021年)3月12日
松下 智	きくよう整骨院 菊池郡菊陽町津久礼 2349-1	NAOSEL菊陽整骨院 菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和3年(2021年)3月12日

熊本県告示第772号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定施術機関として次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和3年(2021年)9月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(あん摩マッサージ指圧師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
高野 昌夫	訪問医療マッサージ KEiROW新八代 ステーション	八代市萩原町2丁目6 -45	令和3年(2021年)6月2日
松永 宣宏	訪問マッサージ O FA療養サポートセ	人吉市鶴田町1945 -17 コーポ山田川	令和3年(2021年)5月28日

	ンター 人吉球磨支店	103号	
速水 よしみ	KEiROW熊本武蔵ヶ丘ステーション	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目5-11 神山ハイツII	令和3年(2021年)5月10日
本田 可奈子	緑蔭堂はりきゅうマッサージ院	上益城郡山都町北中島2831-5	令和3年(2021年)4月27日
日車 明彦	在宅マッサージひのわ	球磨郡多良木町大字黒肥地6495番地	令和3年(2021年)8月3日

(はり・きゅう師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
高野 昌夫	訪問医療マッサージ KEiROW新八代ステーション	八代市萩原町2丁目6-45	令和3年(2021年)6月2日
松永 宣宏	訪問マッサージ OFA療養サポートセンター 人吉球磨支店	人吉市鶴田町1945-17 コーポ山田川103号	令和3年(2021年)5月28日
速水 よしみ	KEiROW熊本武蔵ヶ丘ステーション	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目5-11 神山ハイツII	令和3年(2021年)5月10日
本田 可奈子	緑蔭堂はりきゅうマッサージ院	上益城郡山都町北中島2831-5	令和3年(2021年)4月27日
日車 明彦	在宅マッサージひのわ	球磨郡多良木町大字黒肥地6495番地	令和3年(2021年)8月3日
森 大貴	須屋鍼灸接骨院	合志市須屋1933-2	令和3年(2021年)6月1日
安倍 千晶	須屋鍼灸接骨院	合志市須屋1933-2	令和3年(2021年)6月1日
池田 康至	須屋鍼灸接骨院	合志市須屋1933-2	令和3年(2021年)6月1日

(はり師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
川野 紘美	ひかり鍼灸院	上益城郡嘉島町鯉1832-2	令和3年(2021年)6月14日
桑原 啓輔	ひかり鍼灸院	上益城郡嘉島町鯉1832-2	令和3年(2021年)6月14日

(柔道整復師)

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
上田 健太郎	整骨院からだデザイン・ラボ	荒尾市宮内521-1	令和3年(2021年)6月22日
小川 祐香	なな整骨院	荒尾市原万田716-3	令和3年(2021年)5月26日
下田 雄太	下田整骨院	合志市須屋708-4	令和3年(2021年)5月17日
槌山 誠	つむぎ屋整骨院	合志市幾久富1909-750	令和3年(2021年)6月1日
下田 一輝	ほねつき須屋鍼灸接骨院	合志市須屋1933-2	令和3年(2021年)6月3日
野田 健人	整骨院 元 光の森院	菊池郡菊陽町光の森7丁目3番3号	令和3年(2021年)4月8日
川野 紘美	ひかり整骨院	上益城郡嘉島町鯉18	令和3年(2021

鎌田 二郎	まごころ整骨院	32-2 水俣市桜井町1-2-3	年)6月14日 令和3年(2021年)5月20日
松本 丞司	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和3年(2021年)6月8日
木村 昌雄	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和3年(2021年)6月8日
前田 賢	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和3年(2021年)6月8日
吉村 文哉	NAOSEL菊陽整骨院	菊池郡菊陽町大字津久礼2464 カリーノサンリー菊陽1F	令和3年(2021年)6月8日

公 告

熊本県公告第637号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和3年(2021年)9月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 八代市鏡町両出1259番地6
- 2 築造者の氏名 岸尾宗信
- 3 道路の位置 宇城市小川町河江字前田220番2
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 40.00メートル
- 6 指定年月日 令和3年(2021年)8月24日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第59号

熊本県公告第638号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和3年(2021年)9月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市南区城南町藤山3297番地8
- 2 築造者の氏名 大海建設株式会社
- 3 道路の位置 宇城市松橋町松橋字浜田207番20及び同207番23
- 4 道路の幅員 4.00メートルから4.24メートルまで
- 5 道路の延長 28.10メートル
- 6 指定年月日 令和3年(2021年)8月24日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第60号

熊本県公告第639号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により宇城市長から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和3年(2021年)9月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量(3級水準測量、数値図化)	令和3年(2021年) 2月16日から 令和3年(2021年) 8月16日まで	宇城市三角町戸馳地内他

登載依頼

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第2号

令和3年度(2021年度)第2回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。

令和3年(2021年)9月7日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
令和3年(2021年)9月13日(月)
午後1時30分から午後3時50分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事
令和3年度(2021年度)公共事業再評価個別審議対象事業における現地状況の説明について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
(2) 傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 傍聴にあたっての留意事項
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、発熱や風邪、味覚障害等の症状がある場合、及び、手指の消毒やマスクの着用など、適切な感染防止策を講じていない場合は、会場に入ることができません。
- 7 問合せ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局(熊本県土木部土木技術管理課)
電話 096-333-2490

熊本県教育委員会訓令第6号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月7日

熊本県教育長 古 閑 陽 一

熊本県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教職員住宅管理規程(昭和40年熊本県教育委員会訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

別表集団住宅の部熊本県教職員鹿本住宅の款を削り、同表単独住宅の部熊本県立小国高等学校職員住宅の款を削り、同部熊本県立矢部高等学校職員住宅の款を削り、同部熊本県立八代農業高等学校職員住宅の款を削る。
別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号(第12条関係)

入 居 期 限 延 期 願 書

年 月 日

管理者職氏名 様

所 属 名

職 氏 名

次の住宅について、下記のとおり住宅の入居を延期したいので承認くださるようお願いいたします。

住宅の名称及び番号 _____

記

1 希望する入居期限 年 月 日

2 入居延期の事由

第 号
年 月 日

願のとおり承認する。

管理者 職 氏名

(注) 2部提出のこと。

別記様式第5号を次のように改める。

別記様式第5号(第20条関係)

仮設工作物設置承認願書

年 月 日

熊本県教育長 様

所 属 名

職 氏 名

次の住宅について、下記のとおり仮設工作物を設置したいので承認くださるようお願いいたします。

なお、住宅を明け渡す場合又は教育長が住宅の管理上必要があると認める場合は、当該工作物を直ちに撤去します。

住宅の名称及び番号 _____

記

- 1 仮設工作物を設置しようとする場所
- 2 仮設工作物の名称及び形態
名 称
形 態 別紙設計書のとおり
- 3 設置の事由

第 号
年 月 日

願のとおり承認する。

熊本県教育長 氏名

(注) 2部提出のこと。

附 則
この訓令は、公布の日から施行する。